

## 「本会の組織改編(最終案)」に対するパブリックコメントの募集について

「本会の組織改編(最終案)」に対するご意見の募集(パブリックコメント)を行います。会員の皆様のご意見をお寄せください。

本会では、昭和27年の設立以来、定款に定める「広く社会に貢献する」ことを目的に様々な活動を行ってきました。また、この目的を継続的に実現していくために、時代の状況に合わせて随時、組織や事業を改編してまいりました。

平成から令和の時代に入ったことをきっかけとして、「本会の組織改編」を行うこととし、素案の段階から、パブリックコメントにおいて皆様のご意見を伺いながら約1年間検討してきたところです。

このたび、その最終案がまとまりましたので広く公表し、会員の皆様からのご意見を募集します。

ご意見の提出にあたっては、次の点にご留意ください。

- 1 実施期間 令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)
- 2 提出できる方 一般社団法人岡山県建築士会の会員
- 3 公表の方法 一般社団法人岡山県建築士会ホームページ
- 4 提出方法 郵便、ファックス、電子メールにより提出してください。  
(所定の用紙があります)  
※住所、氏名及び会員番号を記入してください。
- 5 提出期限 令和2年4月30日(木)必着
- 6 提出・問い合わせ先

〒700-0824 岡山市北区内山下一丁目3番19号

一般社団法人岡山県建築士会事務局

電話 086-223-6671

ファックス 086-221-2185

e-mail info@aba-momo.com

## 前回パブリックコメントからの経緯及び今後の予定について

### 1 令和元年度第5回理事会での決議内容

#### (1) 総務・法制委員会から提出した組織改編(案)について

##### ア 第5回理事会で提出した組織改編(案)の概要は次のとおり

##### ① 岡山地域貢献活動センターについて

- ・ 公益目的支出計画に「岡山地域貢献活動センターまちづくり人材派遣事業」が位置付けられているため、公益目的財産額がゼロになった後に「岡山地域貢献活動センター」及び「地域貢献活動委員会」を廃止する。
- ・ その際、「住宅相談事業委員会」は常設委員会に移行し、「岡山県歴史的建造物委員会」は会長直属の委員会として独立させる。

##### ② 岡山県歴史的建造物委員会について

- ・ 令和2年度中に同委員会内部において執行体制及び関係規定の整備を検討し、令和3年度から新たな執行体制により運用を図る。

##### ③ 岡山ヘリテージマネージャー機構の外部組織化について

- ・ 同機構の活動は建築士法に関することなど様々な課題があるが、これは本会のみのものでなく全国的な課題であることから、他県等の状況を注視しながら活動を継続する。

##### ④ その他

- ・ 各委員会の意思決定に担当業務執行理事が参考意見を述べるなど、組織内のコミュニケーションを密にし、各々が責任をしっかりと果たすよう意識し、努力する必要がある。

##### イ 理事会で出された意見

意見無し（組織改編(案)は承認）

#### (2) 地域貢献活動委員会から提案された内容について

##### ア 地域貢献活動委員会から提出された意見は次のとおり

「岡山地域貢献活動センター」及び「地域貢献活動委員会」が廃止され、その名称がなくなることによって、本会の姿勢がわかりにくくなることから、(仮称)地域活動推進本部を設置し、本会が行う地域貢献活動を統括し、会員への啓発及び外部への広報等を行う。

##### イ 理事会で出された意見

理事からの意見はなかったが、会長から「本会内に“地域貢献”という名称を残すことは希望する。引き続き、地域貢献活動委員会内で提案内容を詰めていただきたい。」との発言があった。

### 2 パブリックコメントについて

「本会の組織改編(案)について、令和元年12月3日から27日までパブリックコメントを実施した結果、提出された意見はなかった。

### 3 公益目的支出計画との整合について

令和元年度第5回理事会終了後に、「岡山地域貢献活動センター」及び「地域貢献活動委員会」を廃止することについて確認したところ、事業内容に変更がないのであれば、公益目的支出計画の変更手続きは不要とのことであった。

### 4 組織改編(最終案)について

令和元年度第5回理事会に提出された地域貢献活動委員会の提案及びそれに対する会長の意見等を総合的に勘案し、別紙(案)のとおりとする。

### 5 今後の予定について

- ① 本理事会での意見を参考に修正後、パブリックコメントを実施(～4月30日)
- ② パブリックコメントで出された意見を参考に修正後、令和2年第1回理事会に提出理事会での意見を取り入れた上で決定するとともに、関係規定の改正を実施

## 本会の組織改編(最終案)

## 令和2年度 岡山県建築士会 組織改編

## 岡山地域貢献活動センターの廃止

## 方針

- 岡山地域貢献活動センターを廃止する。
- 同センター内の委員会は次のとおりとする。  
地域貢献活動委員会：廃止  
住宅相談事業委員会：常設委員会に移行  
岡山県歴史的建造物委員会：会長直属の委員会として独立

## 説明

現在では、地域の活動に対する自治体等からの支援メニューが多く用意され、NPO法人等の支援団体も多数活動しているなど、地域のまちづくりを支援する社会的基盤が整備されている。一方で、本会においては、支部・部会・委員会等により様々な形で地域貢献活動を行っていることから、同センター及び地域貢献活動委員会の役割は終わったと考える。

## 地域貢献活動推進本部の設置

## 方針

- 会長を本部長とした「地域貢献活動推進本部」を設置する。
- 同本部は、本会内に対して地域貢献活動の実施を啓発する。
- 同本部は、本会の地域貢献活動を取りまとめ、外部に対して発信する。

## 説明

定款第4条では「広く社会に貢献することを目的とする。」と定めている。支部・部会・委員会等で既に様々な形で地域貢献活動を行っているところであるが、本会内での情報共有や外部に対する広報が十分であるとは言い難い。そのため、同本部を設置し、本会内での地域貢献活動を一元的にまとめた上で、内部で情報共有するとともに社会に対して発信する。

## その他の課題解決

## 岡山県歴史的建造物委員会

《課題：外部委員のあり方等》

建築基準法に関連する課題を解決し、外部への発信力もある重要な業務を所掌していることから、先を見据えた執行体制を令和2年度中に検討し、令和3年度から運用する。

## 岡山ヘリテージマネージャー機構

《課題：建築士法に基づく事務所登録》

今後、さらに、ヘリテージマネージャーの活躍する場は増えてくると予想されており、建築士法の順守は必要である。ただし、これは全国的な問題であるため、必要なときに迅速に対応できるよう、継続的に情報収集・検討を行う。

## 組織内のコミュニケーション

《課題：組織内における意思伝達》

業務執行理事は、「役員の職務及び分担業務に関する規程」を遵守し、担当業務に関係する会議等に参加し、理事会での決定事項を伝達するとともに当該会議での意思決定に際し、参考意見を述べるよう努める。

## 地域貢献活動推進本部設置要綱(案)

一般社団法人岡山県建築士会 地域貢献活動推進本部設置要綱

(設置)

第1条 一般社団法人岡山県建築士会定款第4条に定める一般社団法人岡山県建築士会(以下「本会」という。)の目的である「広く社会に貢献すること」を本会会員に啓発し、その成果を広く社会に発信することを目的に一般社団法人岡山県建築士会地域貢献活動推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域貢献活動の精神を本会会員に広く周知し、地域貢献活動を促すこと。
- (2) 本会が実施した地域貢献活動を本会会員に周知すること。
- (3) 本会が実施した地域貢献活動を広く社会に発信すること。
- (4) その他本会の地域貢献活動に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、会長、副会長、常務理事をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長各1名を置き、本部長は会長、副本部長は会長があらかじめ指名した副会長とする。

- 2 本部長は、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議は、簡素にして短時間に行うものとする。

(意見の聴取等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(報告及び公表)

第6条 本部長は、毎年度、本会の地域貢献活動の実施状況を理事会に報告の上、本会会員及び社会に対して公表しなければならない。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、●年●月●日から施行する。